

福山市立旭丘小学校生徒指導規程
～みんなで守ろう Happy Life～

2025年度（令和7年8月1日更新）
福山市立旭丘小学校

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、本校の教育目標「自ら考え 共に輝く」を達成するために制定するものである。児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るために職員・児童・保護者が共通認識・共通実践を図るために必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

第1条（登下校）

交通ルールとマナーを守り、安全に十分注意して登校班で並んで登校する。問題が発生した時は、その都度登校班を招集し、改善を図る。

- ① 登下校は、必ず決められた通学路を通り、交通ルールやマナーを守る。
- ② 登校は、登校班で整列登校、下校は、学年ごとに集団下校で帰る。
(一人で帰らない・寄り道をしない)
- ③ 登校後は、無断で学校外に出ない。
※遅れる時や欠席・遅刻・早退する場合は事前に保護者が学校へ連絡する。
基本的に、連絡アプリ「すぐーる」を使用する。(電話連絡 7:50～8:20)
欠席・遅刻は班長又は副班長にも連絡をする。

第2条（生活）

学校内のものは大切に使う。
※故意に破損した場合は、状況に応じて家庭と相談した上で、費用を応分に求められる場合がある。

（服装）

衛生的で小学生らしい身だしなみに気をつけ、華美にならないように、学校生活にふさわしい身だしなみをする。

○標準服
気候に応じて移行期間を設ける。

夏服 6月頃～	冬服 10月頃～
カッター、スクールブラウス、ポロシャツ ○ズボン…紺の半ズボン、長ズボン ※男女共通、気候や体調等に合わせて判断 ○スカート…紺・ひだあり、たすき付	○上着…標準服 ○上着下…夏服に準ずる。ベスト・セーター ○ズボン・スカート…夏服に準ずる。

- 名札……………左胸につける。(事務室で販売。100円)
- 帽子……………通学用の校章入りの帽子を着用(夏…白色、冬…紺色)
- 靴下……………無地の白、紺、黒
※長・短どちらでもよい。
- 通学靴……………運動しやすい靴。
- 上靴……………白を基調としたもの。(ラインの色の規制はなし。)

- ① 手袋・マフラー・ネックウォーマーは、派手でないものを着用する。
(校舎内では、着用しない。靴箱で着脱する。)
 - ② 紺色・黒色の長ズボンを着用してもよい。(規程のズボンでなくても可)
 - ③ スパッツ・タイツ・ストッキング・レギンスの着用をしてもよい。(黒・紺・白)
 - ④ 登下校時ジャンパーを着用してもよい。(ただし、制服の上に着る。)
- ※ただし、儀式等では、場に合った服装をする。**

(頭髪・化粧・装飾)

- ① **学習の妨げにならない髪型で、清潔に整える。**
染色・脱色など小学生にふさわしくない髪型はしない。
- ② ネックレス、ブレスレット、ミサガなどの装身具・口紅やマニキュア・ペディキュアなど爪への装飾はしない。

(持ち物)

学校生活に必要なものを自分で考えて持ってくる。

第2章 校外生活に関すること

(交通安全)

交通ルールを守り、安全な生活を送る。

- ① 自転車に乗る時は、次のことに気をつけて乗る。
ア ヘルメットをかぶり、整備された自転車に乗る。
イ 自転車は、3年生以上が乗ってもよい。(1・2年生は、道路では乗らない。)

(校外でのきまり) 原則として、保護者の責任のもと安全に行動する。

- ① 校区外へは、こどもだけでは行かない。
- ② 大人のいないよその家の中では、許可なく遊ばない。
- ③ 道路で遊ばない。
- ④ よその土地に入ったり、畑の作物をとったりしない。
- ⑤ 貯水池など柵のあるところや空き家の中など、危険なところにはに入らない。
- ⑥ お金や物の貸し借りや交換、あげたりもらったりはしない。
- ⑦ 原則として、こども達だけでお店に行かない。
(ただし、必要がある場合は、保護者の判断による。)
- ⑧ 爆竹・エアガン・石投げ・火遊びなど危険な遊びをしない。
- ⑨ 帰宅時刻は 4月～9月 18時
10月～3月 17時
- ⑩ 東部図書館へ行く時は、
1・2・3年生は保護者と一緒に行く。
4・5・6年生は保護者の許可があれば二人以上の友達と行ってもよい。
(※但し、自転車では行かない。)
- ⑪ 法律に触れる行為は絶対にしない。

※以上の規程が守られなかった時は、個別指導を行う。場合によっては保護者の協力を得る。

附則 この生徒指導規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
令和 4年 4月 1日一部改正する。
令和 5年 4月 1日一部改正する。
令和 6年 4月 1日一部改正する。
令和 7年 4月 1日一部改正する。